



# Aoba NEWSLETTER

Vol. 84

2021 年 04 月 27 日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心3階

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

## 目次

一部の税収優遇政策の試行期間の延長に関する公告.....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
【法規リンク】.....	9
中国、企業名自主申告制度を全面的に導入.....	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
【法規リンク】.....	11
知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する最高人民法院の解釈.....	12
【背景】.....	12
【影響】.....	12
【主要内容】.....	12
【法規リンク】.....	13
クロスボーダー訴訟当事者に対するオンライン立件サービスの提供に関する最高裁の若干規定について.....	14
【背景】.....	14
【影響】.....	14
【主要内容】.....	14
【法規リンク】.....	15

## 一部の税収優遇政策の試行期間の延長に関する公告

### 【背景】

小規模企業の発展と新型コロナ感染予防対策をさらに支援するために、財政部と税務総局は2021年3月中旬に「一部の税収優遇政策の執行期限の延長に関する公告(財政部税務総局公告2021年第6号)」(以下「6号公告」と略す)を相次いで発布した。「新型コロナ対策の一部の税費優遇政策の継続実施に関する公告(財政部 税務総局公告2021年第7号)」(以下「7号公告」と略す)により、一部の税費優遇政策が延長される。

### 【影響】

6号公告と7号公告で継続して実施される税費優遇政策は、過去年度に発表された31個の政策文書に関連し、付加価値税(増値税)、所得税などの15個の税費種類をカバーする。企業経営への影響が比較的大きく、政策による恩恵も比較的広いため、企業は政策による配当を享受するためにも、関連政策の延期執行による影響に留意し、適時に相応の税務仕事の手配を行う必要がある。

### 【主要内容】

今回延長執行の税収政策は以下の通りである。

具体的な優遇政策	執行期間	新政策文号	原政策文号
<p>①湖北省増値税小規模納税者に対して、3%徴収率の課税販売収入を適用し、増値税の徴収を免除する;3%源泉徴収率の予納増値税項目を適用し、予納増値税を一時停止する。</p> <p><b>注:2021年4月1日から2021年12月31日まで、湖北省増値税小規模納税者は3%徴収率の課税販売収入を適用する場合、増値税徴収率は1%まで引き下げる。3%源泉徴収率の予納増値税項目を適用する場</b></p>	2021年12月31日まで延長	《財政部 税務総局はコロナウィルス対策の一部の税費優遇政策の継続実施に関する公告》(財稅2019年7号文)	<p>個人事業主の復工復業の増値税政策を支援に関する公告(財政部 税務総局公告2021年第13号)</p> <p>小規模納税者減免増値税政策執</p>

<p>合、源泉徴収率は1%まで引き下げる。</p> <p>②湖北省を除く他の省、自治区、直轄市の増値税小規模納税者は、3%徴収率の課税販売収入を適用する場合、増値税徴収率は1%まで引き下げる。3%源泉徴収率の予納増値税項目を適用する場合、源泉徴収率は1%まで引き下げる。</p>			<p>行期限の延長に関する公告(財政部税務総局公告2020年第24号)</p>
<p>① 新型コロナウイルス予防治療に参加した医療従事者と防疫従事者が政府の規定基準に従って取得した一時的な仕事の補助とボーナスに対して、個人所得税を免除する。省級及び省級以上の人民政府が規定したコロナウイルス予防制御に参加する人員に対する一時的な仕事補助とボーナスに対して、照らして執行する。</p> <p>② 企業は、新型コロナ感染による肺炎予防のために個人に発行する薬品、医療用品、防護用品などの実物(現金を含まない)を賃金、賃金収入を計上せず、個人所得税を免除する。</p>			<p>新型コロナウイルス感染を支援するコロナウイルス予防制御に関する個人所得税政策に関する公告(財政部税務総局公告2020年第10号)</p>
<p>納税者が映画上映サービスを提供して取得した収入に対して増値税を免除し、文化事業建設費を免除する。</p>			<p>映画等業界税費支援政策に関する公告(財政部税務総局公告2020年第25号)</p>

<p>①新型コロナウイルス予防制御重点保障物資生産企業が生産能力を拡大するために新たに購入した関連設備に対して、一括に当期コスト費用を計上し、企業所得税税前控除できる。</p> <p>②新型コロナウイルス予防・抑制重点保障物資生産企業は月ごとに主管税務機関に増値税増額留保税額の全額還付を申請できる。</p> <p>③納税者が新型コロナウイルス予防・抑制重点保障物資を輸送して取得した収入に対して、増値税を免除する。</p> <p>④納税者が公共交通運輸サービス・生活サービスを提供し、及び住民に必要な生活物資の速達集配サービスを提供して取得した収入に対して、増値税を免除する。</p>			<p>新型コロナウイルス感染を支援する肺炎の予防・抑制に関する税收政策に関する公告(財政部税務総局公告 2020年第8号)</p>
<p>①企業及び個人が公益的な社会組織又は県級以上の人民政府及びその部門等の国家機関を通じて、新型コロナウイルスに感染した肺炎の発生に対応するための現金及び物品を寄贈した場合、課税所得の計算時に全額控除することができる。</p> <p>②企業及び個人が、直接新型コロナウイルスに感染した肺炎の発生に対応するための物品を、予防・治療業務を担当する病院に直接寄贈した場合、課税所得の計算する時に、全額控除できる。</p>			<p>新型コロナウイルス感染を支援する新型コロナの予防と抑制に関する寄付税收政策に関する公告(財務省税務総局告示 2020年第9号)</p>

<p>③企業及び個人事業主が自社で生産し、委託加工又は購入した貨物、公益性社会組織及び県級以上の人民政府及びその部門等の国家機関を通じて、或いは直接疫病予防・治療任務を担う病院に新型コロナウイルス感染の対応に用いるものを無償で寄贈した場合、増値税、消費税、都市維持建設税、教育費付加、地方教育付加を免除する。</p>			
<p>企業が2018年1月1日から2020年12月31日までの期間に新たに購入した設備・器具について、単位価値が500万元を超えない場合、当期原価費用に一括計上して課税所得額を計算する際に控除することができる、年度に分けて減価償却を計算しない。</p>			<p>設備器具控除に関する企業所得税政策に関する通知(財税(2018)54号)</p>
<p>企業が研究開発活動を展開する中で実際に発生した研究開発費用について、無形資産を形成しておらず当期損益に計上している場合、規定に基づき事実に基づき控除した上で、2018年1月1日から2020年12月31日までの期間において、更に実際に発生した額の75%に基づき税引き前に追加控除する、無形資産を形成する場合、上述の期間において無形資産コストの175%に基づき税引き前に償却する。</p>	<p>2025年12月31日まで延長</p>	<p>税制上の優遇措置の一部の実施期間の延長に関する公告 財政部税務総局公告 2021年第6号</p>	<p>研究開発費の税引き前加計控除比率の引き上げに関する通知(財税(2018)99号)</p>

<p>2018年9月1日から2020年12月31日まで、金融機関が零細企業・零細企業および個人事業主に小額融資を発行して取得した利息収入に対して、増値税を免除する。</p>			<p>金融機関の小企業・零細企業貸付利息収入の増値税徴収免除政策に関する通知(財税(2018)91号)</p>
<p>2018年5月1日から2020年12月31日まで、アニメ・漫画企業の増値税一般納税者がその自主開発・生産したアニメ・漫画ソフトを販売する場合、16%の税率に基づき増値税を徴収した後、その増値税の実際の税負担が3%を超える部分に対して、即時徴収・即時還付政策を実行する 注:税率を2019年5月1日から16%から13%に調整する。</p>			<p>アニメ・漫画産業増値税政策の継続に関する通知(財税(2018)38号)</p>
<p>2019年2月1日から2020年12月31日まで、企業グループ内の企業(企業グループを含む)間の資金無償貸借行為に対して、増値税の徴収を免除する。</p>			<p>養老機構の増値税徴収免除等政策の明確化に関する通知(財税(2019)20号)</p>
<p>2018年1月1日から2020年12月31日まで、金融機関が零細企業・零細企業と締結した借入契約に対して印紙税を免除する。</p>			<p>小企業・零細企業融資支援に関する通(財税(2017)77号)</p>
<p>①2019年1月1日から2020年までの暖房期間終了時において、暖房事業者が住民個人(以下「住民」という。)に暖房を供給して取得した暖房費収入については、増値税を免除する。 ②2019年1月1日から2020年</p>	<p>2023年まで暖房期間を延長</p>		<p>熱供給企業増値税不動産税都市部土地使用税優遇政策の継続に関する通知(財税(2019)38号)</p>



<p>12月31日まで、住民に熱を供給して暖房費を徴収する熱供給企業に対して、住民の熱供給に使用する工場建物及び土地のために不動産税、都市部土地使用税を免除する。熱供給企業のその他の工場建物及び土地に対しては、規定に基づき不動産税、都市部土地使用税を徴収しなければならない。</p>			
<p>福建省人民政府は、「国務院平潭総合実験区全体発展計画に関する批准回答」(国函[2011]142号)及び「平潭総合実験区全体発展計画」の関連規定に基づき、内地と台湾地区の個人所得税のマイナス差額を超えないように、平潭総合実験区で働く台湾住民に補助金を支給し、個人所得税の徴収を免除する。</p>	<p>2025年12月31日まで延長</p>		<p>福建平潭総合実験区の個人所得税優遇政策に関する通知(財税(2014)24号)</p>

### 【法規リンク】

財政部 税務総局一部の税收優遇政策の執行期限の延長に関する公告(財政部税務総局公告2021年第6号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5162506/content.html>

財政部 税務総局新型コロナ対策の一部の税費優遇政策の継続実施に関する公告(財政部税務総局公告2021年第7号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162489/content.html>

# 中国、企業名自主申告制度を全面的に導入

## 【背景】

改訂後の「企業名称登録管理規定」が先日国務院常務会議で審議・採択され、2021年3月1日から施行された。

## 【影響】

改正された「企業名登録管理規定」では、企業名の自主申告制度の確立、企業名の基本的な規範の改善、企業名紛争の処理メカニズムの確立など、市場参入のための基本的かつ専門的な制度・規則が整備された。今回の「規定」改正は、企業が自主的に企業名を選択する権利を保証し、企業の企業名資源をさらに解放し、企業名登録のプロセスを簡素化し、企業の創業コストを削減し、届出手続中及び事後監督管理を強化し、企業の合法的な権益と良好な市場秩序を保護し、企業名登録管理制度の改革をよりよく「放管服」\*できるように確保する。

\*「放管服」とは、参入条件を緩和し、監督管理を革新し、サービスを向上することを指す、以下同様。

## 【主要内容】

### 一、 企業名の自主申告制度の確立

「規定」は、企業登録機関が名称の照会と選択のサービスを申請者に提供し、申請者が自主的に企業名称を選択し、登録機関は、企業名称が他の企業の名称と類似しているかどうかを審査・判断しなくなることを明確にしている。申請者は、企業名称申告システムまたは登録機関のサービス窓口を通じて、関連書類と情報を提出して、予定した企業名称を照会・比較・選別した上、条件を満たす企業名を選択することができる。企業登録機関は、提出済みの企業名を留保するが、申請者は企業名が他の企業名と類似していることによって他者の法的権利や利益を侵害した場合の法的責任も負うことを約束するものとする。

## 二、企業名の基本的な規範の改善

「規定」は企業名の制限要求を細分化し、外商投資企業名称・企業分枝機構名称・企業グループ名称の関連規則を明確にした。また、企業名登録管理の範囲が広いことを考慮して、「規定」は、企業名には国が禁止するその他の事情に反してはならないことを明確にしている。

## 三、企業名紛争の処理メカニズムの確立

「規定」は、他の企業名が自社名称の正当な権利・利益を侵害していると考えられる企業は、人民裁判所に訴訟を提起するか、侵害企業の登録機関に対処を求めることができ、登録機関は受理後に調停を行うか、所定の期限内に行政裁定を行うことができることを明らかにしている。

## 四、企業名登録の届出手続中及び事後監督管理の強化

「規定」は、企業登録機関が規定に適合しない企業名を登録しない、または修正する権利を有し、登録された企業名が規定に適合しないと考える他の企業または個人が、企業登録機関に修正を要求できることを明確にしている。人民裁判所または企業登録機関が法律に基づいて、企業名の使用を中止しなければならないと認定した場合、企業は所定の期限内に、法律に従い変更登録を申請しなければならない。企業名を利用して不正競争を行う場合は、関連法律の規定に従い対処するものとする。

### 【法規リンク】

「企業名称登録管理規定」

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-01/19/content\\_5581091.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-01/19/content_5581091.htm)

# 知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する最高人民法院の解釈

## 【背景】

2021年3月3日、最高人民法院は「知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する最高人民法院の解釈」(以下「解釈」と略す)を公布した。「解釈」は、知的財産権民事事件における懲罰的賠償の適用範囲、故意犯の成否及び情状深刻さに対する認定、計算基数・倍数の確定等について具体的に規定しており、公布日から施行される。

## 【影響】

「解釈」は裁判基準の明確化を通じて、各級裁判所が懲罰的賠償を正確に適用し、知的財産権の重大な侵害行為を処罰するよう指導しており、懲罰的賠償制度を実施する重要な措置であり、人民法院が知的財産権の司法保護を全面的に強化する決意を示しており、科学技術革新の法治環境をさらに最適化する上で重要な意義がある。

## 【主要内容】

「解釈」の7つの条文は、知的財産権民事事件における懲罰的賠償の適用範囲、請求内容及び時期、故意犯の成否及び情状深刻さに対する認定、計算基数及び倍数の確定、発効時期等について具体的に規定している。主要なポイントは以下の通り。

1、「故意」と「悪意」の関係を明確にすること。「民法典」の規定によると、懲罰的賠償の主観的要件は「故意」である。しかし、「商標法」と「不正競争防止法」では、いずれも「悪意」と規定されている。したがって、「解釈」第二条では、本解釈でいう故意には、商標法第六十三条第六十三項及び反不正競争法第十七条第三項に規定する悪意を含むと規定している。

**2、情状深刻さの認定基準を明確にすること。**「解釈」第四条の規定によると、知的財産権侵害の情状深刻さに対する認定について、人民法院は、権利侵害の手段、回数、権利侵害行為の持続期間、地域範囲、規模と結果、および権利侵害者の訴訟における行為等の要素を総合的に考慮しなければならない。情状が深刻であることは懲罰的賠償の構成要件の一つであり、主に行行為者の手段方式及びそのもたらした結果などの客観的な面を対象としており、一般的に行行為者の主観的状态には係わらない。

**3、懲罰的賠償基数の計算方式を明確にすること。**「解釈」第五条の規定によると、人民法院は懲罰的賠償金額を確定する際に、それぞれ関連法律に基づき、原告の実際の損失金額、被告の違法所得金額又は権利侵害により取得した利益を計算基数としなければならない。当該基数には、侵害行為を阻止するために原告が支払った合理的な支出は含まれない。法律に別途規定がある場合は、その規定に従う。

懲罰的賠償基数の計算方式について、特許法第七十一条、著作権法第五十四条、商標法第六十三条、反不正競争法第十七条、シード法第七十三条はいずれも明確に規定している。著作権法及び特許法は基数計算の優先順位を規定しておらず、商標法、反不正競争法及びシード法は優先順位を規定している。また、懲罰的賠償に合理的な支出が含まれるかどうかについての異なる法律の規定にも矛盾がある。このため、「解釈」第五条に規定されている「法律に別段の規定がある場合には、その規定に従う」とは、異なる事件の類型にそれぞれ対応する部門法を適用することをいう。

## 【法規リンク】

「知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する最高人民法院の解釈」

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-288861.html>

# クロスボーダー訴訟当事者に対するオンライン立件サービスの提供に関する最高裁の若干規定について

## 【背景】

2021年2月3日、最高人民法院は、人民法院の紛争解決・訴訟のワンストップサービス・システムの構築を総合的に推進し、クロスボーダー訴訟当事者への対応能力の水準を高め、国際的な一流のビジネス環境の構築を支援するため、「クロスボーダー訴訟当事者へのオンライン立件サービスの提供に関する若干の規定」(以下、「規定」という)を公布し、「中国移動微法院」のアプリを通じて、クロスボーダー訴訟当事者にオンライン立件を提供する。

## 【影響】

クロスボーダーオンライン立件は、中国の裁判所がインターネット時代の発展の流れに順応し、情報技術手段を十分に活用してクロスボーダー訴訟当事者の立件のための革新的な措置であり、中国の裁判所が国内外当事者の立件権利を平等に保護する態度と決心を十分に表し、コロナ疫病予防と経済社会の発展を統括的に推進するために強力なサービスと保障を提供し、国内外の当事者のためにより便利かつ効率的な訴訟サービスを提供できる。

## 【主要内容】

- 一、サービス内容：オンライン立件の案内、検索、委託代理のビデオ検証、立件登録。
- 二、サービス対象：外国人、香港・マカオ・台湾住民、海外または香港・マカオ・台湾地区に常駐する中国本土公民、及び海外または香港・マカオ・台湾地区に登録された企業と組織。
- 三、受理範囲：第一審民事、商事告訴
- 四、サービス形式：「中国移動微法院」のアプリ
- 五、訴訟プロセス：オンライン身分証明—弁護士に代理を委託するためのビデオ検証(必要の場合)—オンライン立件の申請—裁判裁量の上の処理

六、資料要求：身分証明書及び代理弁護士授権依頼書は、要求に従い公証、認証または転送する必要がある。裁判官のビデオ検証の下で、クロスボーダー訴訟の当事者と、受託する弁護士が委託代理文書に署名した場合、公証、認証、転送などの手続きを行う必要がない。

**【法規リンク】**

「クロスボーダー訴訟当事者に対するオンライン立件サービスの提供に関する最高裁の若干規定について」

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-286341.html>